

(2) 上記原因が生じた理由

〇〇〇〇は、第二会社方式により再生を図り、会社分割で設立した別紙当事者等目録記載の申立外株式会社■■■■（以下「■■■■」という。）に事業を承継させ、東京地方裁判所より平成●●年●月●日特別清算開始決定を受け（同庁平成●年（ヒ）第●号）、本日現在、特別清算手続が進行中であり、主たる債務を完済することができないためである。

(3) 職業、勤務先名称、家族の状況等

【適宜記載】

2 債務の種類

〇〇〇〇を主たる債務者とする連帯保証債務

3 借受金額等

契約日	借受金額	利息(年%)	損害金(年%)	備考

4 返済状況

期間	返済した金額	残元本	利息・損害金の残額	備考

5 経営者保証に関するガイドラインによる整理を求めること

申立人は、本調停手続において、次に述べる事情により、平成25年12月に公表された「経営者保証に関するガイドライン」（以下「経営者保証GL」と略称し、経営者保証GLの条項を引用するときは項番の冒頭に「GL」と表記する。）に基づく保証債務の整理を求める。

(1) 主たる債務者である〇〇〇〇は中小企業であり、申立人は同社の代表取締役社長である（GL7(1)、GL3(1)(2)）。

(2) 〇〇〇〇は第二会社方式により再生を図り、会社分割で設立した■■

■■に事業を承継させ、東京地方裁判所より平成●●年●月●日特別清算開始決定を受け（同庁平成●年（ヒ）第●号）、本日現在、特別清算手続が進行中である（G L 7 (1)ロ）。

- (3) 主たる債務者である○○○○は、上記(2)のとおり、第二会社方式により再生を図り、会社分割で設立し事業を承継させた■■■■の全株式をスポンサー候補者に適正な価額で譲渡し、支払いを受けた譲渡代金を債権者である相手方（金融機関）の一部返済に充て、特別清算手続において残余の借入金債務の免除を受ける予定である（以下「本再生スキーム」という。）。○○○○は相手方との間で譲渡価額や免除額について協議を重ね、本再生スキームについてほぼ相手方から内諾を得ている。

保証人である申立人に関しても、後記6で述べるとおり、調停条項案の内容で債務の免除を受けることについて、ほぼ相手方から内諾を得ている。

よって、主たる債務者及び保証人の双方が弁済について誠実であり、対象債権者の請求に応じ、それぞれの財産状況等（負債の状況を含む。）について適時適切に開示している（G L 7 (1)イ，G L 3 (3)）。

- (4) 保証人である申立人には、破産法第252条第1項（第10号を除く。）に規定される免責不許可事由が生じておらず、そのおそれもない（G L 7 (1)ニ）。
- (5) 主たる債務者である○○○○及び保証人である申立人は、いずれも反社会的勢力ではなく、そのおそれもない（G L 7 (1)イ，G L 3 (4)）。
- (6) 主たる債務者である○○○○は、本再生スキームにより、総額●●●●●円を相手方を含めた関係権利者一覧表記載の債権者（以下「対象債権者」という。）に対し按分比例で弁済する予定である。保証人である申立人も、本特定調停手続により、添付の調停条項案のとおり、総額●●●●●●円を相手方を含めた対象債権者に対し按分比例で弁済する予定である。したがって、主たる債務者の本再生スキームと申立人に係る本特定調停手続により、両者は合算して総額●●●●●●円〔A〕を相手方を含めた対象債権者に対して弁済することになる。

これに対し、主たる債務者である○○○○が破産した場合は、添付の清算貸借対照表のとおり、相手方を含めた対象債権者に対しては総額●

●●●●円を配当できるとどまる見込みである。保証人である申立人が破産した場合は、添付の予想配当総額試算表のとおり総額●●●●円を相手方を含めた対象債権者に対して配当できるとどまる見込みである。したがって、主たる債務者と申立人の破産により、両者は合算して総額●●●●円〔B〕を相手方を含めた対象債権者に対して配当できるとどまる。

〔A〕は〔B〕を●●●●円上回っており（回収見込額の増加額）、主たる債務者の資産及び債務並びに保証人の資産及び保証債務の状況を総合的に考慮して、主たる債務及び保証債務の破産手続による配当よりも多くの回収を得られる見込みがあるなど、相手方を含めた対象債権者にとっても経済的な合理性が期待できる（G L 7 (1)ハ）。

そして、別添の調停条項案によると、残存資産は●●●●円であり、上記回収見込額の増加額を超えるものではない。

6 相手方との交渉の経過等

保証人である申立人は、申立人代理人弁護士を通じて、既に平成●年●月●日から相手方と保証債務の返済について協議を重ね、添付の資産目録の内容で財産状況を開示した。同年●月●日には添付の調停条項案も提示し、同条項案の内容で一定の資産を売却して連帯保証債務の一部返済に充て、その余の債務の免除を受けることを相手方に提案した。

これに対し、平成●年●月●日、相手方の担当者より、調停条項案を組織として正式に受諾するには調停委員の意見を確認する必要があるが、担当者レベルでは特段の問題はないと考えているとの回答を得られ、ほぼ相手方から内諾を得られている状況にある。

添 付 書 類

- 1 訴訟委任状
- 2 資格証明書
- 3 資産目録兼予想配当総額試算表
- 4 関係権利者一覧表
- 5 調停条項案

- 6 主たる債務者の弁済計画案
- 7 主たる債務者の清算貸借対照表

申立人 _____

関 係 権 利 者 一 覧 表

※ いずれも主たる債務者を _____ とする連帯保証債務である。

番号	債権者氏名又は名称	主たる債務の内容等 (当初借入日・当初借入金額・現在残高等)			保証契約締結日
	住 所	年月日	金 額	残 高	
1		. .	円	円	
	申立書記載のとおり				
2		. .	円	円	
3		. .	円	円	
4		. .	円	円	
5		. .	円	円	
6		. .	円	円	
7		. .	円	円	
8		. .	円	円	
9		. .	円	円	
10		. .	円	円	
11		. .	円	円	
12		. .	円	円	

資 産 目 録

※ 財産の評価の基準時は、経営者保証に関するガイドライン7（3）④b）で定められているとおり、保証人が当該ガイドラインに基づく保証債務の整理の申出をした時点（保証人等による一時停止等の要請が行われた場合にあつては、一時停止等の効力が発生した時点をいう）であり、評価額は当該時点における評価額を記入します。

1. 預金

金融機関・支店名	口座の種類	口座番号	残額（評価額）
			円

2. 不動産

種別	所在地	地目／構造 ・規模	地積／床面 積（㎡）	評価額	備考 （担保状況など）

3. 貸付金

相手方	評価額	備考（回収見込みなど）

4. 保険

保険会社名	証券番号	解約返戻金額	備考

5. 有価証券，ゴルフ会員権等

種類	数量	評価額	備考
			円

予想配当総額試算表

財産評定総額 _____ 円

※ 財産評定の総額を記載します。

評価減 ▲ _____ 円

※ 申立人が破産した場合に評価が減少する資産がある場合には、当該資産と減少額を付記し、減少額の合計を記載します。

相殺・別除権債権支払 ▲ _____ 円

共益・財団・優先債権支払 ▲ _____ 円

自由財産 ▲ _____ 円

予想配当総額 _____ 円

月次収支表 (平成 年 月分)

収 入		支 出	
費 目	金額 (円)	費 目	金額 (円)
前月繰越金 (A)			
給料・賞与		家賃 (管理費含む), 地代	
役員報酬		住宅ローン返済	
自営収入 (申立人)		食費	
年金 (申立人)		日用品	
その他 ()		水道光熱費	
		通信費 (電話代等)	
		交通費	
		保険料	
		医療費	
		教育費	
		被服費	
		接待交際費	
		娯楽費	
		負債返済 (対)	
		その他 ()	
当月収入計 (B)		当月支出計 (C)	
		次月繰越金 (D)	
合計 (A + B)		合計 (C + D)	

調停条項案（相手方●●信用金庫分）
【一括返済型・単独型】

1 主たる債務と保証債務の一体整理が困難な理由

申立人と相手方●●信用金庫（以下「相手方」という）は、別紙当事者等目録記載の申立外株式会社○○○○（以下「○○○○」という。）が第二会社方式により再生を図り、会社分割で設立した別紙当事者等目録記載の申立外株式会社■■■■（以下「■■■■」という。）に事業を承継させ、東京地方裁判所より平成●●年●月●日特別清算開始決定を受け（同庁平成●年（ヒ）第●号）、本日現在、特別清算手続が進行中であることを確認する。

2 保証債務の整理を経営者保証に関するガイドラインにより行う理由

申立人と相手方は、申立人が、主たる債務者である○○○○の代表取締役社長であり、同社の保証債務（以下「本件保証債務」という。）を負担していること、○○○○の事業を承継した■■■■が再建を図っていくために不可欠な存在で、同社の代表取締役社長に就任して引き続き対外的にも事業の中心を担っていること、及び同人が負担する本件保証債務につき、法的債務整理手続よりも適切な私的整理手続により保証債務を整理した方が事業の円滑な遂行に資することから、同人が経営者保証に関するガイドラインによる整理を選択したことを確認する。

3 申立人の財産の状況

申立人と相手方は、平成●●年●月●日（一時停止の要請の効力発効時）現在の申立人の保有する資産が別紙資産目録（以下「資産目録」という。）のとおりであることを確認する。

4 保証債務の弁済計画及び資産の換価処分の方針

申立人と相手方は、保証債務の弁済計画及び資産の換価処分の方針について次のとおり確認する。

- (1) 申立人は、資産目録記載の不動産を第三者に売却し、平成●●年●月●日限り、売却代金から移転費用、不動産仲介手数料、固定資産税、印紙代、登記費用等売却に要する費用（以下「必要経費」という。）を控除した額を、相手方を含む金融機関●社に対し、それぞれ保有する債権額に応じて按分して返済し、その余の資産目録記載の資産は残存資産として申立人が引き続き保有する。
- (2) 前記売却代金から必要経費を控除した額が●●円に満たなかった場合は、申立人は、その差額について残存資産を限度に支出する。

5 保証債務の減免，期限の猶予その他の権利変更の内容

(1) 債務額の確認

申立人は，相手方に対し，申立人が相手方に対して負っている保証債務の残債務として，金●●●●円（内訳；残元金●●●●円，未払利息金●●円，確定遅延損害金●●円）及び残元金に対する平成●●年●月●日から支払済みまで年●%の割合による遅延損害金の支払義務があることを認める。

(2) 弁済方法，期限の利益及び債務免除

ア 申立人は，相手方に対し，資産目録記載の不動産を第三者に売却し，平成●●年●月●日限り，前項(1)の返済額のうち，相手方の保有する債権額に応じて按分した額（ただし，按分した額が●●円に満たなかった場合は，●●円）を支払うこととする。

イ 申立人がアの支払を怠ったときは，直ちに，申立人は相手方に対し，前項(1)の残債務の未払額を支払うこととする。

ウ 相手方は，アの支払がなされたときには，申立人に対し，前記(1)のその余の債務を免除することとする。

6 保証債務の追加弁済

(1) 申立人及び相手方は，申立人が相手方に対し，本調停条項に添付した表明保証書（以下「表明保証書」という。）写しのと通りの表明保証を行った事実を確認する。

(2) 申立人が表明保証書により表明保証を行った資力の状況が事実と異なることが判明した場合，又は申立人が資産の隠匿を目的とした贈与若しくはこれに類する行為を行っていたことが判明した場合には，申立人は相手方に対し，前項(2)ウにより免除を受けた債務額及び同債務額中の残元本に対する免除を受けた日の翌日から支払済みまで年●%の遅延損害金を直ちに支払うこととする。

7 清算条項

申立人と相手方は，本件に関し，本調停条項に定めるほか，他に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

8 調停費用

調停費用は，各自の負担とする。

以 上

資産に関する表明保証書

●●●●銀行 御中

1. 私の資産は、本日現在、別紙資産目録のとおりであり、その余の資産を有しない旨を表明し保証いたします。
2. 上記1の表明に反して別紙資産目録記載の資産以外の資産が発見された場合、又は私が資産の隠匿を目的とした贈与やこれに類する行為を行ったことが判明した場合、貴行に対し、貴行から免除を受けた保証債務額に免除期間分の延滞利息を付した上で追加弁済することを約します。

平成 年 月 日

(保証人)

住 所

氏 名 _____ 印

【保証人名】による上記1の表明保証が適正であることを確認いたしました。

平成 年 月 日

(支援専門家)

住 所

氏 名 _____ 印

資 産 目 録

(別紙)

1. 預金

金融機関・支店名	口座の種類	口座番号	残額 (評価額)
			円

2. 不動産

種別	所在地	地目／構造 ・規模	地積／床面 積 (㎡)	評価額	備考 (担保状況など)

3. 貸付金

相手方	評価額	備考 (回収見込みなど)

4. 保険

保険会社名	証券番号	解約返戻金額	備 考

5. 有価証券, ゴルフ会員権等

種 類	数 量	評価額	備 考
			円

貸借対照表(資産の部)

×××××株式会社

開始決定日： 年 月 日現在

(単位：××円)

資産の部	帳簿残高	清算残高
流動資産		
現金及び預金		
受取手形		
売掛金		
製品及び商品		
短期貸付金		
前払費用		
繰延税金資産		
.....		
その他		
貸倒引当金		
固定資産		
有形固定資産		
建物		
構築物		
機械及び装置		
工具、器具及び備品		
土地		
.....		
無形固定資産		
ソフトウェア		
のれん		
.....		
その他		
投資その他の資産		
関係会社株式		
投資有価証券		
長期貸付金		
長期前払費用		
.....		
その他		
追加項目		
リース資産		
.....		
資産合計		

A

破産した場合の予想配当の計算

A 清算残高 資産合計

控除

B 相殺・別除権債権支払

C 共益・財団・優先債権支払

D=B+C 控除計

E=A-D 差引破産債権配当原資(予想配当総額)

F 一般債権額

E÷F 予想清算配当率

貸借対照表(負債の部)

×××××株式会社

開始決定日： 年 月 日現在

(単位：××円)

負債の部	帳簿残高	清算残高			
		合計(4)=(1)+(2)+(3)	相殺・別除権債権(1)	共益・優先債権(2)	一般債権(3)
支払手形					
買掛金					
長短借入金					
未払金					
賞与引当金(未払賞与金)					
社債					
退職給付引当金(未払退職金)					
.....					
その他					
追加項目					
リース債務			注1		
保証債務					
解雇予告手当等清算費用					
概算別除権不足見込額			注2		
.....					
負債合計					

B C F

注1:リース取引については便宜上相殺・別除権欄に計上し、リース資産価値相当額を控除した額を概算別除権不足見込額に含めることとしている。

注2:概算別除権不足見込額欄を利用する場合には、下のBの額(合計額)と上からの合計額との差額が不足見込額となる。その見込額を別除権債権(1)の列でマイナス計上し、同額を右の一般再生債権(3)の列に計上する。

注3:帳簿残高と清算残高を対比することは有用であるから、債権の種類への組み替えを表示している。ただし、別の表で行った結果を記載することも考えられる。

概算別除権不足見込額欄を利用する場合のイメージ表

	帳簿残高	清算残高	相殺・別除権債権	共益・優先債権	一般債権
支払手形					
(株)Z商事	270	270	270		
.....	500	500			500
合計 ①	770	770	270		500
買掛金					
(株)Z商事	420	420	420		
.....	100	100			100
合計 ②	520	520	420		100
長短借入金					
Y銀行一〇〇分	1000	1000	1000		
Y銀行一△△分	3000	3000	3000		
代表者X	200	200			200
合計 ③	4200	4200	4000		200
①+②+③=④	5490	5490	4690		800
別除権合計額⑤			700		
概算別除権不足見込額⑤-④=⑥			-3990		3990
合計額④+⑥					4790

平成〇〇年〇月〇日

対象債権者各位

返済猶予等のお願い

(主たる債務者) 〇〇〇〇

(保証人) 〇〇 〇〇 印

(支援専門家) 弁護士 〇〇 〇〇 印

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、[保証人名]について、特定調停手続により「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務の整理を開始することとなりました。つきましては、平成〇年〇月〇日までに特定調停の申立てを行う予定です。これに伴い、本日から調停成立までの間、保証債務の返済のご猶予をお願い申し上げます。対象債権者におかれましては、特定調停手続に基づく保証債務の整理にご協力賜りたく、下記の行為を差し控えて頂くようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 平成〇年〇月〇日における保証債務の残高を減らすこと
2. 弁済の請求・受領、相殺権を行使するなどの債務消滅に関する行為をなすこと
3. 追加の物的人的担保の供与を求め、担保権を実行し、強制執行や仮差押・仮処分や法的倒産処理手続の申立てをすること

以 上